

## 令和4年富山県いじめ再調査委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年3月28日(火) 13時30分～15時00分
- 2 場 所 富山県民会館6階612号室
- 3 出席者 委員5名 伊藤智樹(富山大学教授) 嶋野珠生(公認心理士)  
村上 満(社会福祉士) 森 昭憲(精神科医)  
山本 妙(弁護士)
- 事務局 岡本達也(経営管理部長)  
新井啓之(県教育委員会小中学校課主幹) ほか3名

### 4 会議次第

- (1) 岡本経営管理部長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長の選出について
- (4) 伊藤委員長挨拶
- (5) 議事録署名人の選出について
- (6) 今回の会議の公開について
- (7) 説明事項
  - ・富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
  - ・他県における再調査等の状況について
- (8) 意見交換
- (9) その他

### 5 議事の経過及び結果

- (1) 開会にあたり、事務局から委員総数5名、全員の出席により定足数に達しており、富山県規則第49号富山県いじめ再調査委員会規則(以下「委員会規則」という。)第5条2項の規定により、本委員会が有効に成立したことが報告された。
- (2) 岡本部長より挨拶があった。
- (3) 事務局より各委員の紹介があった。

(4) 委員長の選出について、事務局から委員会規則第4条1項の規定により委員の互選で決定するとの説明があった。その後、伊藤委員が推薦され全員異議なく賛同したため、伊藤委員が委員長を務めることとなった。

(5) 事務局より委員会規則第5条1項により委員長が会議の議長となる説明があり、委員長となった伊藤委員が議長となった。

(6) 委員長の職務代理について、委員会規則第4条3項の規定に基づいて、議長より村上委員が指名され、全員異議なく賛同した。

(7) 議事録署名人について、議長から嶋野委員、山本委員の指名があった。

(6) 議長より、富山県いじめ再調査委員会運営要綱第6条の規定に該当する個人情報に係る内容が、今回の協議事項にないため議長は会議を公開することを提案し、全員異議なく承認。本会議は公開されることとなった。

(7) 説明事項について、資料1～5により事務局から説明があった。質疑応答等については、事務局からの説明事項を全て終了後、一括して行うこととなった。

**【伊藤委員長】** それでは、説明事項に基づき、質問、意見を伺いたい。

私の方から1点。資料5-2の三重県の調査報告書作成までの概要等について、調査の問題点として、調査協力依頼の範囲であり警察と違う見解があるという説明があったが、実際に三重県の調査で協力が得られなかった方はあったのかどうかということは分かるか。

**【事務局】** 三重県では、資料に書いてある以上については答えられないということであり、協力が得られなかった方がどれぐらいだったかということについては分からない。

**【山本委員】** 三重県の報告書では、聞き取りをしたのが委員長と副委員長であるという説明があった。委員長と副委員長は多分弁護士と大学教授である。

富山県においては、その辺りは決まっているのか。

【事務局】 初めから、どなたが担当するかというのは決まっていない。

また、参考資料4の24ページの第6条には、委員会に、専門の事項を調査させるため、専門員を置くことができるとある。三重県の場合は、再調査委員の方たちだけで再調査を行ったということだが、県によっては、再調査のための専門の方を加えてお願いする場合もあるので、事案によって判断することになるかと思う。

【山本委員】 他県のいじめの調査に関わったことがある。規模等にもよるが、人数的に委員長と副委員長の2人のみで聞き取りするのは時間的にも大変な場合があるし、聞き取りをする対象である児童に、いじめた側だけではなくて、それを見ていた者や実際に止めようとした側も含まれるのだとすると、その者たちに対する心理的なケアということが必要なケースもある。そういうところを専門委員でカバーできるのであれば、それは大変いいことなのかなと思う。

【伊藤委員長】 一旦ここで説明事項についての質疑は終了する。委員からそれぞれの立場で、いじめ問題等について、あるいは本日の会議、内容について、ご意見、ご感想等、一言ずついただきたい。

【嶋野委員】 いくつか教えていただきたい。富山県も令和3年度のいじめ認知件数が令和2年度よりも増えたということで、コロナが少し緩和されて部活や行事が再開して接触機会が増えたからではないかと分析されていたのと、認知件数自体が増えていくのは、このいじめ防止という活動が学校の中で浸透して、早期発見が増えて意識が高まって、認知が増えたという分析だったかと思う。

聞きたいのは、令和2年が減っているというのは、これもコロナで接触が減ったからという分析であったのか。

もう1点は、実践フローチャートだが、私もスクールカウンセラーで小学校などにいたが、ベテランの方ばかりではなく若い先生方がおられる中では、わかりやすいマニュアルを教員で共有することは大切なことだと思う。共有し続けないと、その年度は知っているものがいても、翌年度は知らない人もいるかもしれないので、避難訓練と一緒に続けていかな

ければいけないだろうと思う。実際にこうしたフローチャートを使いながら、事前に教員研修などで、インシデントプロセスみたいなことを架空事例で練習する訓練があると、いざ起きたときに、早く動くことができるのではないかと思う。現場の研修などで活用したり、活用を促したりということがあるのかお聞きしたい。

**【事務局】** まず1点目の令和2年度の減少は確かにコロナの影響が大きいと思う。令和2年度は、臨時休業及び学校が再開された後も、いろいろと制限があり、給食中の黙食などいろいろなところで友達同士の関係が少なくなったと思われるなかで、いじめに関しても大きな影響があったのではないかと考えている。

もう1つのご質問に対して、実践フローチャートは、富山県教育委員会としては、生徒指導主事研修で、参加した県立高校の生徒指導主事等にケース事例を出しながら研修している。各学校においても、校内研修で活用して欲しいということについて周知徹底しているところである。

また、小中学校に関しては、継続的に周知することが非常に大事だと思っており、学校訪問等、研修会で使ってほしいと思っている。実際に使用している学校もあると聞いており、これからも実践を深めて欲しい。

**【村上委員】** これからの対応・予防のことも含めてお伝えしたい。スクールカウンセラーやソーシャルワーカーという任務に当たっている立場から、各先生方が非常に多忙化されていることを目の当たりにしている。その中で、学校の管理下外のところで、いろいろと起こっていることに巻き込まれざるをえないような現場も非常に多い。例えば、SNSや先程の三重県のLINE等の問題は、学校がLINEを勧めているわけではなく、むしろ保護者側のスマホの契約等々の問題かと思う。その中で、家庭教育の問題やPTAとの連携といった、保護者の協力が必要となってくる。8つの基本方策の中でもネットトラブル防止の研修会等の実施ということで、契約をする保護者側の問題も含めて、教育講演会やPTA等の学習参観で、親に対して子供がいつ被害者・加害者になるか分からないスマホの正しい使い方やモラルについて、改めて周知徹底していくというところに大事な部分が残されているのではないかと感じている。管理下外のことに先生方が巻き込まれざるをえないということは悩ましいところである。そのなかで、県の再調査委員会が個別事案について開かれていないということは、先生方が日頃から丁寧にしっかりと関わっておら

れることの現れであり、改めて感謝をしたい。今後も継続されていくためにも、保護者の方やPTAの方等と連携をし、子供のスマホの使い方についてお願いしたい。

【事務局】 スマホ等のSNSを介したいじめが全国的にも広がっていると思われる。基本方策の7つ目に、学校ネットルールづくりの推進がある。これは、今年度県教育委員会で教員向けの学校ネットルールづくりの推進の動画を作成し、全小中学校及び高校に動画を閲覧するように指導した。教師主導でルールを作るのではなく、子供たち自身が必要性を考えながら話し合っ規則を作っていこうということを伝えた。もう一つは、家庭においても、家庭ごとのルール作りをしてほしいという啓発も込めた動画を作成し、全ての学校に見てもらった。その他、未然防止のためにネットパトロールをしており、不適切な書き込み、例えば個人情報が見えるような書き込み等がある場合は、危険だということを踏まえて学校等に周知したり、児童生徒自身にも気をつけていこうということを伝えたりしている。ネット及び家庭については保護者と一緒に考えていかなければいけないため、今後も、県PTA連合会とも一緒に続けていかなければならないと話し合っているところである。

【森委員】 子供のメンタルケアをしており、いじめで心が傷ついた子供の代弁者として話をさせていただく。

まず、いじめの認知件数は学校から上がっている数だと思うが、外来においてもいじめを受けたということで、PTSD心的外傷後ストレス障害の症状が出たり、不登校になっている方がたびたびいる。しかし、本人や保護者が学校に、いじめだと伝えても、いじめと学校が認定してくれないという話を数多く聞いている。学校側としては、いじめがあるという明確な証拠がないと認知できないというのが現実としてあるため、いじめを認知することが難しいのが実情だからと思う。認知が難しい理由は、最近の子供のいじめの多くは、心理的ないじめであり、誰かが言ったとか言わないとか、LINEで書き込んですぐ消すという技を使っていじめをするため、証拠が残らないためである。(本当は、証拠が残りにくい、いじめを見つけ出す対策が必要) そのため、認知件数が少ないというのは、真実かどうかは疑問がある。いじめ対策に関する法律において、いじめと子供が感じたらいじめとしなければいけないが、先程述べたように、いじめの認定のことと乖離してしまい、難しいところがある。PTSDや不登校が、いじめによって起こっているとすれば、

重大事態になるわけだが、それについても認めていないケースも実際にはあるということ  
を子供の代弁者としてお伝えしなければいけない。PTSD症状によるフラッシュバック  
(いじめのシーンがフラッシュバックする)が起きるたびに、自傷行為や過量服薬といっ  
た死に至りそうな行動をしてしまうという子供が実際に存在しており、富山県はいじめに  
関して楽観視できないという状況にある。

大事なのは環境であり、家庭環境以外にも学校の環境が非常に大事になる。クラスの  
ストレスや教員によるストレスが高いとひずみが起きやすいという調査データがある。教員  
の管理体制が強いとクラスのストレスが結果的に高くなり、いじめが起きやすいという状  
況もデータの他に、外来でも見ている。そのため、8つの基本方策の重点1のいじめが起  
きにくい学校学級の雰囲気が一番大事であり、早期発見、再発より未然防止が大事である。  
学校の教員には、管理して子供を締め付けようとする教員と、子供目線に立ち子供にとっ  
て良い学び、良い学校生活ができるようにと考えている先生の2種類あると思っている。  
子供目線に立った先生が増えると、いじめ自体が起きにくいと思う。それと同時に、先生  
の数が少ないために先生達自身が多忙で、ストレスが高くなっていると思われる。先生達  
自身が多忙で、ストレスが高いと、子供達を余裕持って見られなくなるため子供のSOSサイ  
ンを見逃しやすい事に加えて、先生がストレスを子供達に加えてしまうために、学校内が  
いじめの起こりやすい環境になりかねない。予防としては、先生自体のストレスが低くな  
るような対策(例:行事の練習や行事自体の削減など先生方がしなくてはいけない事を減  
らす)も必要である。

環境が大事だというわかりやすい例として、今回提供して頂いた、三重県のいじめ調査  
委員会の資料の中にある。資料5の3ページに実際の事例が出ているが、4の部活動の人  
間関係及び部活動の活動内容のところ、トレーニングメニューについての記載から推測  
される背景として、上級生が下級生に対して厳しい姿勢を示しているのが分かる。上級生  
が下級生に行っている事を、顧問は知らないということは有り得ない。つまり、顧問は上  
級生が下級生に対する態度について容認していた、少なくとも否定はしていなかったこと  
が文章の中から読み取れる。教員がそのようなやり方を容認せず、みんなで仲良く頑張っ  
ていこうという方針であれば、こういうこと(上級生が連帯責任と告げて、下級生をしご  
くこと)が起きないであろう。上級生が下級生に対する関わり方は、いじめが起こりやす  
い条件の一つになっていたと思う。再調査委員会の再発防止のところにも少し出ているが、  
部活動では顧問の“指導”という言葉自体が子供にストレスを生みやすい。顧問の部活の

運営のあり方については、子供たちにストレスが高くなるような運営をしていたことが推測される。

また、いじめの再発防止で大事なのは加害者対策だと言われているが、国の法律には一切記載されていないため、当然対策の整備もされていない。加害者になる人は、初めはいじめがしたくて行う訳ではなく、多くはストレスが高いとか幸せな状態がない場合に、いじめをしているという傾向が強い。そのため、加害者対策が必要だということはお伝えしておきたい。被害者だけでなく、加害者も生み出さない予防策が重要である。

【山本委員】 私も2点、意見と提案を申し上げたい。今日この場で力を入れてお話ししたいのは、認知の部分である。最初にいじめや重大事態だと先生方の方で認識されなければ、その後のフローチャートは当然動きがなくなり、声も上がってこないし、親も声を上げるのを諦めてしまう。そうすると、最悪自死という大変重大な結果に繋がるということがあるかと思う。私が富山に来てからも、そのようなケースを何件か耳にする。やはり教員に対する研修の徹底が重要だと考えている。ハンドブックでは、いじめの認識については15ページ、重大事態についても33ページで、しっかり書かれている。おそらくガイドライン等から引用したものになっているかと思うが、この部分について、先程、具体的なケースを用いての研修があるという話があったので、可能であれば、いじめ・重大事態かどうか微妙なものや、最終的にはいじめ・重大事態と認定できないかもしれないような微妙なものをケースとして取り上げていただきたい。さらに、いじめや重大事態の事実関係が確定しなくても動かないといけないため、啓発が大事なのではないかと考えている。重大な被害等が生じた疑いがある段階で重大事態に該当する。この重大事態の事例というのはガイドラインの別紙から作成したものではないかと思うが、重大なものばかり書かれている。いじめ対策にかかる事例集のなかには、軽微なものも書かれており、例えば、ガイドラインの別紙の中にも事例の下に二重丸が書いてあり、「下記は例示でありこれらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態ととらえる場合があることに留意する。」と書かれてある。残念ながらハンドブックの中にはその一文はなさそうである。重大事態を広くとらえ、いじめの定義についても広くとらえて、初期対応をしっかりとすることが重要ではないかと思う。そして、先生方にきちんと認識、理解していただくための研修をしっかりといただき、できれば小中学校でもやっていただくのがいいのではないかと考えている。

加害者対策については、ともすれば加害者が個人的な責任を取らされるような事態になりかねないという意味で、大事だと思う。例えば、物理的・身体的ないじめであれば、傷害罪や暴行罪にもなりかねず、年齢によっては少年事件に発展するというような事態もあり得る。学校側や教員側がその加害者や加害者の親に対して、非難の目を向ければ、いじめが発生した段階でもいじめの認識があれば、もっと居づらくなる。よくあるのが加害者に責任を集中させてしまうことで、そうしてしまうと調査委員会や再調査委員会の意味がない。この点については、実際にいじめが発生してからではなく、いじめが発生する前の段階で、そのような対応をしてはならないということ意識しておく必要があると思う。

**【岡本経営管理部長】** 数値的なことを確認したい。資料4について、いじめの再調査で重大事態の発生報告がなければここまで至らないものだが、県立学校から県教委の方に重大事態の発生報告、私立学校から重大事態の発生報告は、いくつあったか。

**【事務局】** 県立、私立とも再調査に関わる重大事態の発生報告はない。

**【岡本経営管理部長】** ゼロということになるが、先程森先生が、例えばハンドブックの33ページでいうような重大事態として扱われた事例は、現場ではあると言われた。県立学校や私立学校から報告が来ない理由について考える必要があるのではないか。そのような事態ではないという判断を学校がするのか、設置者が判断するのか、両方できることになっているが、その点についてはどうか。過去にはあるのか。この法律ができてからの報告の数はいかがか。

**【事務局】** 先程、森委員の方からもご指摘あったところだと思う。実際には保護者等からの訴えもあるとは思っている。それをいじめ・重大事態としてみなすかどうかに関しては、現段階では、まずはいじめの認知をしようというところである。そのなかで、いわゆる重大事態に関わる、例えば30日以上欠席、もしくは身体、命、財産に関するものは、しっかり重大事態としてみなしましょうというラインである。そのようなものに関しては、しっかりと事実を認定しながらどのような状態に陥っているのかを踏まえて対応していきましょうということは伝えているところである。この点は、これからもしっかり伝えていかないといけないと思っている。



【山本委員】 私が知っている複数件の情報に関して話すと、まず担任で止まっているものがあつた。つまり、法律上誰が認定するかという話と別の事実問題として、最初に認知するのが担任や部活顧問など生徒に身近なケースというのは多いと思う。その段階でいじめや重大事態ではないという形で止まってしまう。よくあるのが、いじめではなく生徒間のちょっとした仲たがい・理解の行き違いであるとする。つまり、事実よりも評価を勝手に担任や顧問がすることで止まってしまう、その先の主任や学校長に進まないというケースがあつた。また、担任から先に進んでも、学校内で留まってしまう、その先に進まないケースもあつた。いじめや重大事態ではないと学校が評価したために、そのようなことになるというケースであつた。いじめられた人に近い人たちの教育や認識が不十分だと思っている。

【森委員】 外来で聴いてきた様々な話から、いじめを認知すること自体が良くないという認識が学校にあり、外に出したくないというところが見え隠れしていると推測している。それは、いじめを認定すること自体が、学校にとって不名誉なことであると思っている先生方がかなり多いのではないかと感じている。いじめと認定しない・できないと言われることがある。いじめは実はよくあることである、仲たがいといじめの境目が曖昧であり、いじめは起こりやすいものという認識のもとで、いじめを認知することが悪いことではないというようにしないといけない。さらに、いじめと認定すると忙しい先生方のさらなる負担になってしまうということも感じている。

【事務局】 先程重大事態の報告はないと言つたが、いじめの重大事態に関しては、令和3年度は、小中高、国公立含めて富山県では6件ある。それ以上は言えないが、ないというものではない。

【岡本経営管理部長】 資料1にあるように、本県のいじめの千人当たりの認知件数は全国平均を大幅に下回っている状況であることは、村上委員も言われたように、本県の教員の指導なりいじめに対する事前の対応が良いという一つの成果だと思っている。ただ森委員と山本委員の発言にもあるように重大な事案についての学校での判断及びその上での調査をどのようにしていくのかについては、今日の委員の方やその前段のいじめ防止対策

推進委員会、そして実際の現場を預かる先生方が一緒のものを共有する必要があると思う。

【伊藤委員長】 数字が少ないことが良いことで、多いことがよくないことだという認識を、この委員会自体が前提にしてはいけない。少ないということは、声を上げにくい状態の可能性がある。報告しなければいいという可能性もあり、少ないことが良いことと考えないという認識が必要だと思う。

その上で私からは2点ある。一つは、三重県の事例は大変参考になったということである。情報が100%出せない部分があるためわからないところはあるが、このような事例学習は有意義で役に立つ。三重県以外は、より情報が少ないため疑問が解決することはないが、このような会議の時間的な余裕に応じて、議題の一つとして今後も検討していただけるとありがたい。

それに加え、他の議題・議事の候補としては、防止対策がある。今日各委員から挙げられたが、教員に対する研修やネットを使ういじめに関する最近の動向や知識、さらに加害者に対する防止対策といったところに焦点を当てて、本県または他県での先進的な取組みなどを情報収集していただけると非常に勉強になるのではないかと感じた。

他の先生方から補足等あればお願いしたいが、いかがか。

【村上委員】 大学の教員をしていて、指導という言葉には各先生方の振り幅が非常に大きいと感じる。丁寧な先生もいれば、自主性を重んじる先生もいる。今回のこのような事例の対応はしっかりと確立されたものの中で、明確な事実に基づき、どのような時系列で、どのようになると重大事案になり、どうなるといじめだということを、各先生方が統一感を持つ必要がある。やはりそこに振り幅が大き過ぎてはいけないということを、各委員の方の意見も聞きながら改めて思った。それをどのようにすればいいのかという話では、実践フローチャートを実際使っているとのことであり、より良く使い勝手のよいものにしたたり、研修を通して広めたりしながら、より良いものに作り替えていくことが良いのではと思った。

【山本委員】 いじめや重大事態には定義があるが、その定義は大変抽象的である。そのため、実際に認知する側での振れ幅が大変大きく、定義を具体化するべきという話には全く同感である。一方で、具体化していくことの難しさもある。参考になるか分からない

が、児童虐待の関係では、リスクアセスメントシートというものがある。細かく、どのような事態かということが書かれているものがあるので、このようなものと、過去の全国事例を抽出する等の方法が考えられると思う。そういった取り組みが可能であれば、大変有意義であると思う。他方で、具体化することによる弊害も考えていく必要がある。つまり、思考が硬直化してしまい、例えばチェック項目を仮に作ったとして、それに当てはまらなければ大丈夫と捉えかねないというところの難しさがあると思った。

**【嶋野委員】** 委員の方のお話に全く同感である。思ったことを一つだけお話ししたい。ここは再調査委員会であり、重大事案の中でさらに非常に大変な事態になってから、私達は関わるかもしれない。学校において一番大事なのはこの八つの基本方策の重点1の未然防止だと思う。私も、学校現場でカウンセラーとして入っていると、先生方が日々努力されている姿を多く見た。SOSは出せる相手にしか出せない。本年度SOSの受けとめ方の教育が大人には必要であると、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー向けの研修の中で話をした。教員のとらえ方の幅というところでは、子供の権利を意識したり、子供の側に立って物を見る、子供が発信しやすい大人になっていくという点も含めて教員研修をしていくことや、子供の視点に立った研修をしていくことが非常に重要だと思う。被害者支援では、早期介入がその後を良くしていく。最終的に大変な事態になるのは、早めのケアや早めの介入ができない場合である。被害を受けた子供たちや保護者にとって、戻る先の学校が安心できる場所になるよう、早期介入ができるような学校の体制を整えていく、例えば加害者自身にもケアをするというのは包括的な対応だと思った。再調査委員会に来る前の段階で、未然防止としてやっていくことが大切だと思っている。

**【森委員】** 子供が、本当の声を出せることが必要だと思う。それに尽きる。「いじめだ」「こういうことで困っている」と言えるところが学校にあることが大事。この委員会や前段階の委員会の委員の方々など（教育関係者も含めて）と、いじめが起これなくても済むような学校が運営出来るための対策が話し合える場があれば良いと思った。

**【伊藤委員長】** 時間も迫ってきたため、本日はこれで議事を終了させていただく。

(8) 事務局より、いじめの重大事態が発生し再調査となれば、各委員に開催案内を出

す旨の連絡があり、令和4年度富山県いじめ再調査委員会は終了した。